

注 意 事 項

- 1 試験開始時刻 10時00分
- 2 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備及び設備管理」	2科目	13時00分

- 3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
旧第2種伝送交換主任技術者(特例)	法規	7	6	7	7	7	1~15
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	16~28

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方

- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- (2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- (3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日				
年 号	5	0	3	0
	○	○	○	○
平成	○	○	○	○
	○	○	○	○
昭和	○	○	○	○
	○	○	○	○
大正	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○

- 5 答案作成上の注意

- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- (2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- (3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- (4) 受験種別欄は、『旧2種特例』を で囲んでください。

- 6 合格点及び問題に対する配点

- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- (2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
旧第2種伝送交換主任技術者(特例信式験)	法 規

問1 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、重要通信の確保について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信事業者は、電気通信事業法で規定する重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に (ア) を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の (イ) な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

通 信	優先的	総合的	役務の提供
連 携	円 滑	合理的	積極的

(2) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の交付及び返納について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。
- B 電気通信主任技術者資格者証は、電気通信主任技術者試験に合格した者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者、又はこれらの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣の指定する指定登録機関が認定した者に交付される。
- C 総務大臣は、上記B項の規定にかかわらず、次の()、()のいずれかに該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。
- () 電気通信主任技術者資格者証を受けている者で、電気通信事業法又はこの法律に基づく命令の規定に違反して電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者
- () 電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、用語について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (工) である。

<(工)の解答群>

電気通信とは、有線、無線その他の電氣的方式により、符号、音声又は影像を送り、伝え、又は情報を処理することをいう。

電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路をいい、その他の電氣的設備は含まない。

電気通信事業とは、電気通信回線設備を他人に提供する事業をいう。

電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

電気通信業務とは、電気通信事業者が行う事業の運営に係る業務をいう。

(4) 次の()~()の文章は、電気通信事業法に規定する、事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその電気通信事業の用に供する電気通信設備の技術基準で確保すべき事項について述べたものである。同法の規定に照らして 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- () ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信事業の経営に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- () 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
- () ②通信の秘密が侵されないようにすること。
- () 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- () ③他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分担が均等であるようにすること。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(5) 次の()、()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が公共の利益のため、それぞれの関係機関等が優先的に取り扱わなければならない「緊急に行うことを要する通信」の内容の一部について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

- () 気象、水象、地象若しくは (カ) の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項
- () 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な (キ) その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

<(カ)、(キ)の解答群>

物資の調達	火山の観測	地動の観測
海洋の観測	生活資源の供給	天体の観測
ライフラインの復旧	役務の提供	

- (1) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合においてあらかじめ利用者へ周知する方法について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすることを周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の()~()のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- () 訪問
- () 電話
- () (ア)、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- () 電子メールの送信
- () 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であって、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

<(ア)の解答群>
 市町村(特別区を含む。)公報 官報 郵便 宅配便

- (2) 次の()~()の文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の訂正、再交付等について述べたものである。内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- () 資格者証の交付を受けている者は、①氏名に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証明する書類を添えて総務大臣に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。
- () 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を②汚し、損じ又は失ったときは、申請により資格者証の再交付を受けることができる。
- () 資格者証の交付を受けている者が、電気通信事業法又は同法に基づく命令の規定に違反して、③資格者証の返納を命ぜられたときは、その処分を受けた日から10日以内に資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失った資格者証を発見したときも同様とする。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、(イ)。

<(イ)の解答群>
 ①のみ正しい ②のみ正しい ③のみ正しい
 ①、②が正しい ①、③が正しい ②、③が正しい
 ①、②、③いずれも正しい ①、②、③いずれも正しくない

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、連合の目的の一部について述べたものである。
 □(A) □ ~ □(C) □ に最も適した語句の組合せを、下記の解答群から選び、□内の
 (ウ)にその番号を記せ。 (4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における
 □(A) □ を維持し及び増進すること。
 (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実
 施に必要な □(B) □、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進す
 ること。
 (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限
 り普及するため、□(C) □ の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

同憲章に規定する内容に照らして、正しいものは、□(ウ) □ である。

<(ウ)の解答群>

(A)	(B)	(C)
国際協力	—— 経済支援	—— 電気通信
設備管理	—— 物的資源	—— 技術的手段
秩 序	—— 経済支援	—— 電気通信
国際協力	—— 物的資源	—— 技術的手段
設備管理	—— 物的資源	—— 電気通信
秩 序	—— 経済支援	—— 技術的手段

- (4) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、目的について述べたもので
 ある。□内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止
 のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行
 われる電子計算機に係る①秘密の漏えい及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関
 する②秩序の維持を図り、もって③高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とす
 る。

同法に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、□(エ) □。

<(エ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

- (5) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、電子署名の定義について述べたものである。 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の()、()のいずれにも該当するものをいう。

- () 当該情報が当該措置を行った者の (オ) に係るものであることを示すためのものであること。
- () 当該情報について (カ) が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

<(オ)、(カ)の解答群>			
定 義	作 成	情 報	記 録
署 名	処 理	認 証	改 変

- (1) 次の文章は、電気通信主任技術者規則(これに基づく告示を含む。)に規定する、電気通信主任技術者の選任等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信主任技術者の選任は、事業用電気通信設備(線路設備及びこれに附属する設備を除く。)を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であつて、伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。また、線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であつて、線路主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。

上記の規定にかかわらず、次の()~()に適合する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

- () 当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者(以下「兼務主任技術者等」という。)が常に勤務する事業場から速やかに到達できること。
- () 当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の災害防止のための応急措置が直ちに行われること。
- () 当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に (ア) できるよう措置されていること。
- () 当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。
- () その他、当該事業場が兼務主任技術者等による (イ) で支障ないように措置されていること。

<(ア)、(イ)の解答群>

監督	試験	認定	文書で通報
運用	同時に通報	容易に連絡	監査

(2) 次の()~()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるその他の電気通信回線設備に関する故障検出、防護措置及び異常ふくそう対策について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の6の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

- () 事業用電気通信回線設備は、①電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備は、②利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによって当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないように当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。
- () 交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。)が発生した場合に、これを検出し、かつ、③通信の集中を解除する機能及びこれを記録する機能を有するものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (ウ) 。

- <(ウ)の解答群>
- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるその他の電気通信回線設備に関する電源設備について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

事業用電気通信回線設備の電源設備は、平均繁忙時(1日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した1時間をいう。)に事業用電気通信回線設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信回線設備の動作電圧又は動作電流の (エ) 内に維持できるものでなければならない。

- <(エ)の解答群>
- | | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 基準値 | 変動許容範囲 | 最小許容範囲 | 評価雑音電力 |
|-----|--------|--------|--------|

(4) 次の()、()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるその他の電気通信回線設備に関する屋外設備について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の6の適用除外規定は考慮しないものとする。

(4点)

- () 屋外に設置する ①電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(事業用電気通信設備規則に規定する建築物を除く。()において「屋外設備」という。)は、通常想定される ②火災、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。
- () 屋外設備は、③公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備における「他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止」について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続設備」という。)を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは (カ) により送出するものであってはならない。
- () 事業用電気通信回線設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は (キ) を送出するものであってはならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 電 源 | 光出力 | 熱線輪 | 誘 導 |
| 雑 音 | 制 御 | 光信号 | 漏えい |

- (1) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語について述べたものである。
 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 総合デジタル通信端末とは、端末設備であって、総合デジタル通信用設備に接続されるものをいう。
 B 応答とは、電気通信回線からの呼出しに応ずるための動作をいう。
 C 絶対レベルとは、一の実効電力の1ミリワットに対する比を絶対値で表したものをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (2) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、絶縁抵抗について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に、使用電圧が300ボルト以下の場合にあっては、 (イ) メガオーム以上であり、300ボルトを超え750ボルト以下の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流の場合にあっては、 (ウ) メガオーム以上の絶縁抵抗を有しなければならない。

<(イ)、(ウ)の解答群>

0.1	0.2	0.3	0.4	0.5
1	2	3	4	5

- (3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、アナログ電話端末の押しボタンダイヤル信号について述べたものである。 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (エ) である。

<(エ)の解答群>

ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をいう。
 押しボタンダイヤル信号の周波数は、600ヘルツ帯から900ヘルツ帯の間の低群周波数と1,200ヘルツ帯から1,600ヘルツ帯の間の高群周波数それぞれ一つの組合せで規定されている。
 ダイヤル番号1の周波数は、770ヘルツ及び1,336ヘルツである。
 周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。

- (4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、アナログ電話端末の直流回路の電气的条件について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

直流回路 (オ) アナログ電話端末の直流回路の電气的条件は、次のとおりでなければならない。

- () 直流回路の直流抵抗値は、1メガオーム以上であること。
- () 直流回路と大地の間の絶縁抵抗は、直流200ボルト以上の一の電圧で測定した値で1メガオーム以上であること。
- () 呼出信号受信時における直流回路の静電容量は、3マイクロファラド以下であり、インピーダンスは、 (カ) の交流に対して2キロオーム以上であること。

<(オ)、(カ)の解答群>	
を開いているときの	を閉じているときの
は発信時において	は応答時において
48ボルト、16ヘルツ	75ボルト、16ヘルツ
75ボルト、32ヘルツ	48ボルト、16ヘルツ

- (5) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、移動電話端末の基本的機能について述べたものである。内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 発信を行う場合にあっては、発信を確認する信号を受信するものであること。
- B 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を受信するものであること。
- C 通信を終了する場合にあっては、チャンネル(通話チャンネル及び制御チャンネルをいう。)を切断する信号を送出するものであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (キ)。

<(キ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(1) 次の()~()の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の検査等及び設備の改善等の措置について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)~(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×3=6点)

- () 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは (ア) を検査させることができる。
- () 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第5条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の (イ) 又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。
- () 総務大臣は、有線電気通信法第3条(有線電気通信設備の届出)第2項に規定する有線電気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、上記()の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その (ウ) が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

<(ア)~(ウ)の解答群>

設備の設置	縮 小	使用の制限
建 物	帳簿書類	撤 去
設備の機能	使用の停止	設備の環境
附属設備	設備の運用	管理状況

(2) 次のA～Dの文章は、有線電気通信設備令に規定する用語について述べたものである。同令に規定する内容に照らして、内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電線とは、有線電気通信(送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により信号を行うことを含む。)を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)であつて、強電流電線に重畳される通信回線に係るもの以外のものをいう。
- B 強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)をいう。
- C 平衡度とは、通信回線の中性点と大地との間の気象条件による位置の変化におけるこれらの間に生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたものをいう。
- D 離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (工)。

<(工)の解答群>

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| Dのみ正しい | A、Bが正しい | A、Cが正しい |
| A、Dが正しい | B、Cが正しい | B、Dが正しい |
| C、Dが正しい | A、B、Cが正しい | A、B、Dが正しい |
| A、C、Dが正しい | B、C、Dが正しい | |
| A、B、C、Dいずれも正しい | A、B、C、Dいずれも正しくない | |

- (3) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する、使用可能な電線の種類及び通信回線の平衡度、電圧等について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは (オ) である。

<(オ)の解答群>

有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000ヘルツの交流において34デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、1,000ボルト以下でなければならない。ただし、電線として絶縁電線を使用するとき、又は、人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波であるときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- (4) 次の()~()の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の高さについて述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- () 架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から①5メートル(交通に支障を及ぼすおそれが少ない場合で工事上やむを得ないときは、歩道と車道との区別がある道路の歩道上においては、2.5メートル、その他の道路上においては、4.5メートル)以上であること。
- () 架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から②4メートル以上であること。
- () 架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から③6メートル(車両の運行に支障を及ぼすおそれがなく高さ6メートルより低い場合は、その高さ)以上であること。
- () 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがなく高さであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (5) 次の文章は、有線電気通信法に規定する、非常事態における通信の確保について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点)

総務大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは (キ)のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

<(キ)の解答群>

公共の利益

秩序の維持

財産の保全

住民の保護